

令和3年第9回定例教育委員会

令和3年9月30日(木)午後2時29分

江別市教育庁舎 大会議室

|     |                             |                                      |     |   |  |            |    |
|-----|-----------------------------|--------------------------------------|-----|---|--|------------|----|
| 出席者 | 教育長<br>委員<br>委員<br>委員<br>委員 | 黒川淳司<br>支部英孝<br>橋本幸子<br>林大輔<br>須田壽美江 | 説明員 | 教育部長<br>教育部次長<br>学校教育支援室長<br>総務課長<br>学校教育課長<br>教育支援課長<br>給食センター長<br>対雁調理場長<br>生涯学習課長<br>スポーツ課長<br>スポーツ課参事<br>情報図書館長<br>郷土資料館長<br>郷土資料館参事<br>総務課総務係長 | 西田昌平<br>千葉誠<br>佐藤学<br>山崎浩克<br>川口直也<br>清水さおり<br>根廻哲哉<br>佐藤友彦<br>中島桂一<br>堀井修<br>遠藤毅史<br>山本則行<br>榎田智幸<br>兼平一志<br>嶋中健一 | 記録員<br>傍聴者 | なし |
|-----|-----------------------------|--------------------------------------|-----|---|--|------------|----|

1 報告事項

- (1) 令和3年第3回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について
- (3) 緊急事態宣言の発出に伴う教育委員会の対応について

2 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和3年第10回定例教育委員会の日程について

会 議 録

|               |  |
|---------------|--|
| <p>黒川教育長</p>  | <p>(開会)</p> <p>ただいまから、令和3年第9回定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配付のとおりであります。</p> <p>会議に先立ち、本日の会議録署名人を、橋本委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>1の報告事項(1) 令和3年第3回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。</p>   |
| <p>西田教育部長</p> | <p>西田教育部長お願いします。</p> <p>令和3年第3回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>教育委員会関係分は、9月9日、10日及び13日に計6名の議員から一般質問がありました。</p> <p>資料2ページをお開き願います。</p> <p>初めに稲守議員から、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、学校に行けない期間の対応についての質問への答弁では、家族の感染等により児童生徒が濃厚接触者となり、出席停止となった場合の対応については、各学校において、学習に遅れが生じないように課題のプリント配付や電話による指導などを行っており、また、GIGAスクール構想の本格運用に併せ、必要な環境が整った家庭から、タブレット端末を活用した健康観察や学習支援を進めている。教育委員会としては、新型コロナウイルスの影響があっても、学びを止めないことが重要と考えていることから、引き続きプリントの配付やICTを効果的に活用し、児童生徒の学びの保障に努めていくと答えています。</p> <p>次に吉本議員から、学校における生理の貧困への対応について二点と、子供の人権の視点で校則を見直すことについて三点質問がありました。</p> <p>資料3ページをご覧ください。</p> <p>まず、学校における生理の貧困への対応についてに関し、児童生徒間での生理の貧困に関する課題についての質問への答弁では、市内の小中学校では、養護教諭が児童生徒との面談を通じて、心身の健康状態や家庭環境などの課題を把握することが極めて重要と考えており、保健室に生理用品を常備し、児童生徒に直接渡し、あわせて、個々の状況に応じ、保健教育や健康相談を行っている。また、多くの学校において、渡した生理用品については、返却を要しないこととしている。教育委員会としては、このような対応を行う中で、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、養護教諭や学級担任による聞き取り等で、保健室に来ることができない児童生徒の状況についても把握する必要があると考えていると答えています。</p> <p>2点目の学校のトイレに生理用品を常備することについての質問への答弁では、学校のトイレに生理用品を常備することについては、児童生徒が必要なときに利用することができる一方、養護教諭が、児童生徒との面談を通じて、心身の健康状態や、家庭環境などの課題を把握する機会を失うことも懸念される。教育委員会としては、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努め、生理用品は保健室に常備して、引き続き養護教諭から直接渡してまいりたいと答えています。</p> <p>次に、子供の人権の視点で校則を見直すことについてに関し、1点目の全国的に校則の見直しが進められていることに対する認識についての質問への答弁では、校則は、集団生活の場である学校において、児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長していくための行動の指針となるほか、社会規範の遵守について適切な指導を行うことによる教育的意義を有するものである。文部科学省は、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか絶えず積極的に見直さなければならないとしているところである。教育委員会としては、特に中学校においては、校則が持つ教育的意義は大きいものと考えていることから、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に合わせて、校則の見直しを行うことは必要であると認識していると答えています。</p> <p>2点目の市内公立小・中学校における校則の課題についての質問への答弁では、文部科</p> |

学省の通知を受け、各校の校則を改めて確認したところ、下着や頭髪の色まで細かく定めるような内容はなかったことから、教育委員会としては、校則は、学校の実情に応じて、おおむね適切に運用されているものと認識している。今後においても、校則が、地域の状況や社会常識、時代の進展などを踏まえたものになるよう、必要に応じて見直しを行っていくことが課題と考えていると答えています。

資料4ページをお開き願います。

3点目の市内公立小・中学校の校則を見直すことについての質問への答弁では、これまで、市内の小中学校においては、国や北海道教育委員会からの通知を受けて、各校を取り巻く環境の変化に応じた校則の見直しを行ってきたところである。また、見直しに当たっては、児童生徒や保護者が参加した上で決定することが望ましいとされており、市内においてもアンケートを実施する学校も出てきている。近年、様々な場面において多様な個性の尊重が求められる中、教育委員会としては、児童生徒の人権に配慮しながら、継続的に校則の見直しを行うことが必要であると考えていると答えています。

これに対し吉本議員から、学校における生理の貧困への対応についてに関し、保健室に行けない子供たちのために、生理用品をトイレに常備することについて再質問があり、答弁では、児童生徒への保健教育や健康相談の機会を確保するため、生理用品は保健室に常備し、養護教諭から直接渡すことが重要と考えていると答えています。

次に猪股議員から、コロナ禍における学校運営について三点質問がありました。

資料5ページをご覧ください。

まず、感染リスクを低減させるための取組についての質問への答弁では、小中学校においては、文部科学省が定めた学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染対策を徹底している。また、学校内にウイルスを持ち込まないことが重要と考え、児童生徒に加え、家族に風邪症状がある場合には登校を控えるよう、保護者に協力を依頼してきており、学校内での大きな感染には至っていないところである。さらに、教職員に市外の居住者が多いことを踏まえ、市内大学の協力のもと、ワクチンの職域接種を進めたほか、部活動においては、全道大会等に出場した生徒に対して、抗原検査を行っている。教育委員会としては、可能な限り感染リスクを低減させる努力を行いながら、学校教育活動を継続させることが重要と考えており、引き続き、感染防止につながる様々な工夫や対策を講じてまいりたいと答えています。

2点目のタブレット端末の活用についての質問への答弁では、本年6月からのGIGAスクール構想の本格運用に当たり、タブレット端末の学校での活用を第一とし、GIGAスクールサポーターの配置や教職員研修の実施により、授業での活用充実に努めてきた。また、学校外におけるタブレット端末の活用については、学校配備の端末の貸出しを基本とし、学校と児童生徒、保護者との間で必要なルール等の確認をした上で、学校の準備体制のほか、通信環境や家族のサポートが整ってから行うこととしており、具体的な活用事例については、コロナ禍の影響による不登校児童生徒への個別の支援のほか、新型コロナウイルスにより出席停止となった児童生徒の健康観察や学習支援の取り組みを進めていると答えています。

3点目の学級閉鎖・休校等により学習に不安を抱える児童生徒へのフォローについての質問への答弁では、学級閉鎖等により休業期間が長期となる場合には、プリント配付や電話による指導を行い、学級再開後には、児童生徒の理解度に応じて担任教諭が個別に対応するほか、学習サポート教員や学習指導員の配置により、児童生徒の学習に対する不安を軽減させる体制を取っている。また、GIGAスクール構想の本格運用に併せて、オンラインによる個別の健康観察や学習支援を進めているところである。さらに、文部科学省で行っている学習支援コンテンツポータルサイトや新たな自習型の学習支援ツールの導入については、校長会と相談しながら検討してまいりたい。教育委員会としては、新型コロナウイルスによる学級閉鎖等の影響があっても、学習の遅れによる不安が生じないような様々な方策を組み合わせ、児童生徒の学習支援を充実させてまいりたいと答えています。

資料6ページをお開き願います。

次に干場議員から、人や環境に負荷の少ない洗剤石けんの推進について四点質問がありました。

まず、児童生徒の健康状態についての質問への答弁では、北海道教育委員会では、学校保健の推進のため、学校が把握するアレルギー性疾患などの健康状態を3年ごとに調査しており、令和3年度は調査年となることから、教育委員会では、道教委へ報告するデータを取りまとめたところである。データでは、前回、平成29年度、前々回、平成26年度との比較においても大きな変動はないことから、市内の小中学校では、一定数のアレルギー性疾患を抱える児童生徒がいるものと考えていると答えています。

2点目の化学物質過敏症等の実態についての質問への答弁では、小中学校では、入学時や転入の際、児童生徒一人ひとりの健康状態を確認しており、化学物質過敏症や化学物質の影響に配慮が必要な児童生徒についても把握を行っている。こうした実態把握を元に、床の塗装材やワックスの見直しなど、学校と連携の上、化学物質への配慮が必要な児童生徒への対応を行っているとして答えています。

3点目の香害の認識についての質問への答弁では、化学物質の影響について配慮が必要な児童生徒については、入学時や転入の際に学校が確認しているところであるが、健康被害を伴う香害のため登校できない児童生徒について、現在、学校からの連絡等はない。教育委員会としては、児童生徒の登校できない原因を把握し、必要な支援を行うことは重要と考えており、引き続き、学校と連携して実態の把握を行っていきと答えています。

資料7ページをご覧ください。

4点目のシックスクール対策マニュアルに香害を盛り込むことについての質問への答弁では、教育委員会では、平成25年度にシックスクール対策マニュアルを作成したところであり、化粧品等の学校外から持ち込まれる香りについては、このマニュアルに基づいて控えていただくよう保護者等へ理解と協力を求めてきている。香害をシックスクール対策マニュアルに盛り込むことについては、国の動向を注視しながら、引き続き、運用面の改善を図るとともに、必要に応じて、マニュアルの見直しを行いたいと考えていると答えています。

これに対し干場議員から二点再質問があり、まず、化学物質過敏症等の実態についての再質問への答弁では、化学物質過敏症や化学物質への配慮が必要な児童生徒が安心して学校生活を送る環境を確保するには、化学物質によってどのような影響が生じるのか、また、学校で使用する備品の切替えが可能かなど、具体的な対策につながる児童生徒の状態を個別に把握することが重要と考えている。引き続き、学校と連携して化学物質の影響をはじめとする配慮が必要な児童生徒一人ひとりの健康状態の把握に努めていきと答えています。

また、香害等の影響から不登校となった児童生徒への配慮についての再質問に対する答弁では、学校から健康被害を伴う香害のため不登校となったとの連絡はないが、不登校には、化学物質による体調不良をはじめとする様々な課題があるとの報告を受けている。今後とも、学校と緊密に連携して、児童生徒一人ひとりの課題に応じた支援に努めていきと答えています。

資料8ページをお開き願います。

次に齊藤議員から、学校施設のバリアフリー化について二点質問がありました。

まず、現状と課題についての質問への答弁では、教育委員会では、多目的トイレ、出入口の段差解消、エレベーターの設置など、学校のバリアフリー化を進め、令和2年度までに、多目的トイレの設置と出入口の段差解消は25校中20校で対応済みとなっており、主に下肢に障がいがある児童生徒が使用するエレベーターについては、校舎の建て替え等に合わせて5校に設置している。

このほか、バリアフリー対策の一環として、トイレの洋式化を進め、校内にある、ほぼ全ての箇所に洋式トイレを設置した。エレベーターや多目的トイレの設置など、学校施設のバリアフリー化の推進に当たっては、建物本体の改修を伴うことから、引き続き、国の補助金等を活用しながら、適切な場所や工法等を検討の上、整備を進めていきと答えています。

2点目の学校施設のバリアフリー化の推進についての質問への答弁では、教育委員会では、国の補助金等を活用しながら、多目的トイレの設置、出入口の段差解消、トイレの洋式化などを進めてきているところであり、引き続き、財源の確保に努めながら、学校のバ

リアフリー化を着実に進めていく。さらに、令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、江別市学校施設長寿命化計画に基づく大規模改修に合わせて、バリアフリー設備を整備していく。身体に障がいのある児童生徒の入学に当たっては、階段昇降機の設置や教室を1階に配置することなど、学校と相談しながら安心して学べる環境を確保していくと答えています。

これに対し齊藤議員から、学校施設の長寿命化計画に基づく大規模改修の進め方について再質問があり、答弁では、江別市学校施設長寿命化計画では、原則として建築からの経過年数が長い学校を優先することを基本とし、施設の健全度や工事の効率性を総合的に勘案して大規模改修を行うこととしている。教育委員会としては、児童生徒の学びの場である学校施設のバリアフリー化は重要と考えており、江別市学校施設長寿命化計画に基づく大規模改修については、児童生徒の入学状況なども参考に優先順位を総合的に検討し、バリアフリー化を進めていくと答えています。

次に諏訪部議員から、GIGAスクール構想について四点と、タブレット端末を活用した子供の見守りについて二点質問がありました。

まず、GIGAスクール構想についてに関して、1点目のGIGAスクール構想における江別市の教育方針についての質問への答弁では、江別市学校教育基本計画では、基本目標の一つに、確かな学力を育成する教育の推進を掲げ、その実現に向けて、学校教育におけるICT環境の充実を図り、児童生徒の学習意欲の向上に努めていくとしている。このことに基づき、市内小中学校全ての学級に電子黒板を導入したほか、モデル校を指定し、先行してパソコン教室の整備を進めるなど、ICT環境の充実を進めてきた。さらに令和2年度からは、GIGAスクール構想の推進に併せて、高速大容量の通信ネットワークやタブレット端末、多機能大型ディスプレイの整備により、ICT環境の更なる充実を図ったところである。教育委員会としては、これまで積み重ねてきた教育活動に、ICTの活用を加えることで、児童一人ひとりの習熟度に応じた個別学習や子供たち同士が教え合い、学び合う協働学習により、これまで以上に分かりやすく、深い学びの実現を目指してまいりたいと答えています。

資料10ページの中ほどをご覧ください。

2点目の家庭のインターネット環境についての質問への答弁では、本年6月、緊急時等におけるタブレット端末の持ち帰りによるオンラインによる学習支援を想定し、児童生徒の家庭の通信環境の調査を実施した結果、オンライン授業に必要なインターネット回線があると回答したのは、全体の8割程度となった。また、昨年実施した緊急時における学習活動に関するアンケート調査においては、保護者からオンライン授業に対する不安の意見も寄せられている。本年6月以降、不登校や新型コロナウイルス感染症により出席停止となった児童生徒に対し、オンラインでの健康観察や学習支援を行っているところであるが、学級閉鎖等における一斉のオンラインによる学習支援の実施については、通信環境の確保や保護者の不安解消などへの対応が必要であることから、今後、どのような手法があるか検討してまいりたいと答えています。

3点目のオンライン環境の確認についての質問への答弁では、本年6月以降、不登校や新型コロナウイルス感染症により出席停止となった児童生徒に対し、オンラインでの健康観察や学習支援を行っているところであり、実施に当たっては、事前にマニュアルを配付し、学校から保護者へ操作の手順を説明した上で、接続確認を行っているところである。学級閉鎖等における一斉のオンラインによる学習支援を想定した接続テストについては必要と考えているが、様々な課題があることから、今後、どのような手法があるか検討してまいりたいと答えています。

4点目のインターネット環境が整わない子供への対応についての質問への答弁では、教育委員会としては、一斉休校時等においても、児童生徒に等しく学びを保障することが重要であると考えている。一斉休校時においてオンラインによる学習支援を行うに当たっては、インターネット環境のない、または整わない児童生徒への対応が課題と考えており、そうした児童生徒が通うことができる場として、休校中の学校の教室や体育館のほか、学校ごとの地域の実情に応じて、公民館などの公共施設の活用についても検討してまいりたいと答えています。

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>資料 11 ページをご覧ください。</p> <p>次に、タブレット端末を活用した子供の見守りについてに関し、1 点目の RAMP S システムの導入についての質問への答弁では、教育委員会では、児童生徒の心身の健康状態を把握し、一人ひとりの悩みや課題に応じた支援をすることが重要であると考えている。今後においても、様々な悩みや課題を抱える児童生徒を早期に発見し、適切に支援していくため、RAMP S システムに限らず、心身の健康状態を把握する新たな仕組みを導入するに当たっては、スクールカウンセラーをはじめとする医療・保健福祉分野の専門家に助言を求めながら研究してまいりたいと答えています。</p> <p>2 点目の児童の健康状態や精神不調を観察するシステムの導入についての質問への答弁では、教育委員会としては、児童生徒の心身の健康状態を把握することは重要であると認識しており、小中学校においては、学級担任や養護教諭が日常的に表情などを観察して健康状態を把握しているほか、心のケアを要する児童生徒を把握するため、アンケートを実施してきている。質問のタブレット端末を活用した児童の健康状態や精神不調を観察するシステムの導入については、これまで行ってきたアンケートを、タブレット端末を活用して行うこととし、今後、具体的な手法を検討してまいりたいと答えています。</p> <p>これに対し諏訪部議員から、タブレット端末を活用した子供の見守りについてに関し、心のケアを要する児童生徒を把握するためのアンケートに、タブレット端末を活用することについて再質問があり、答弁では、タブレット端末を活用して行うアンケートの時期や項目などについては、北海道臨床心理士会等の関係機関に相談しながら、内容の充実を図り、心の不調を抱える児童生徒の早期発見・早期対応につなげてまいりたいと答えています。</p> <p>以上です。</p> |
| 黒川教育長        | <p>ただいま報告のありました、令和 3 年第 3 回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。</p>  |
| 須田委員         | <p>コロナ禍における学校運営のところで、今、子供たちはマスクをして学校に行っていますよね。その中で、マスクを付けることのできない、例えばマスクを付けることにより感覚過敏などの症状が出る子供は、江別市内の各小中学校にはいらっしゃいますか。</p>  |
| 川口学校教育課長     | <p>マスクが着用できない児童生徒の状況についてですが、学校からはそのような報告は受けておりません。ただ、体育の授業などでは、状況に応じてマスクを外すという対応はしております。</p>   |
| 黒川教育長<br>林委員 | <p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>校則の見直しについてですが、そもそも、教育委員会事務局では市内の小中学校の校則を全部把握しているものなのでしょうか。</p> <p>また、校則の改定があった場合、事務局に、このように校則が変わりましたというような報告が来るような仕組みになっているものなのかについて、教えていただけますでしょうか。</p>  |
| 清水教育支援課長     | <p>今回の一般質問においては、主に中学校の校則について答弁をしております。通常、各学校の校則について、教育委員会事務局で把握しているというものではございません。また、改定があった際についても、特段の報告義務などもございません。</p> <p>今回、この一般質問を契機として、市内公立中学校に対して聞き取り調査を行いました。八つの公立中学校では、それぞれ毎年見直しをしているところや、制服が変わる際など、必要に応じて見直しを行っているということでした。今年度については、年度末に見直しを行う予定であるという学校が多く見受けられております。</p>  |
| 林委員<br>黒川教育長 | <p>結構、頻繁に改定が行われているということですね。ありがとうございます。</p> <p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(2)市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等についての報告を求めます。</p> <p>川口学校教育課長お願いします。</p>  |

|          |  |
|----------|--|
| 川口学校教育課長 | <p>報告事項（２）市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について、ご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染者の発生に伴い、市内公立小中学校において、北海道教育委員会及び江別保健所からの指導・助言を受け、休業等の措置を講じたもので、８月２４日から９月２４日の間に感染が判明した分を表に記載しております。</p> <p>資料１行目、８月２４日、市内小学校において、児童１名が発熱症状によりＰＣＲ検査を受け、陽性の判定となり、８月２５日から２７日までの期間を学級閉鎖としました。</p> <p>次に、２行目、９月６日、市内中学校において、生徒１名が発熱症状によりＰＣＲ検査を受け、陽性の判定となり、９月７日から８日までの期間を学年閉鎖としました。</p> <p>本日の報告は２校で、本日の分を含め、令和３年度に休業措置等を講じた学校数は、延べ２１校となっております。</p> <p>以上です。</p>   |
| 黒川教育長    | <p>ただいま報告のありました、市内公立小中学校における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う休業措置等について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>（一同了承）</p>   |
| 千葉教育部次長  | <p>次に、報告事項（３）緊急事態宣言の発出に伴う教育委員会の対応についての報告を求めます。</p> <p>千葉教育部次長お願いします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、所管施設の休業等の対応を行ってきておりますが、緊急事態宣言の発出に伴う８月以降の経過につきましてご報告いたします。</p> <p>１の公立小中学校における対応であります。右から２列目に記載のとおり、部活動については、北海道教育委員会のからの通知に基づき、８月２７日から９月３０日まで、大会等への参加を除き、原則休止としております。修学旅行については延期、運動会等については、十分な感染対策が可能な場合を除き、原則延期としております。学校開放事業については、部活動に合わせて休止としております。</p> <p>緊急事態宣言の解除後は、右端の列に記載のとおり、１０月１日から部活動等を再開するとともに、学校開放事業については、北海道が策定した秋の再拡大防止特別対策に合わせて、１０月１４日まで札幌市在住者の利用自粛を要請することといたします。</p> <p>次に、２社会教育施設における対応であります。右から２列目に記載のとおり（１）公民館等については、北海道の公共施設原則休館の措置に合わせて、公共機関が使用する場や、予約済みで日程変更困難な利用を除き、８月２７日から９月３０日まで原則休館としております。同じく、公民館に併設している（２）ホールについても、原則休館としております。（３）図書館につきましては、情報図書館本館及び市民交流施設ぶらっとにおける予約貸出しと返却を除き、休館としております。（４）博物館から（８）キャンプ場につきましては、記載の施設を休館若しくは原則休館としております。</p> <p>緊急事態宣言の解除後は、右端の列に記載のとおり、１０月１日から各施設を再開することとし、（６）の体育館につきましては、北海道が策定した秋の再拡大防止特別対策に合わせて、１０月１４日まで札幌市在住者の利用自粛を要請することといたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 黒川教育長    | <p>ただいま報告のありました、緊急事態宣言の発出に伴う教育委員会の対応について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>続いて、２のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願います。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 山崎総務課長 | <p>次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和4年度予算編成方針について、令和3年度全国学力・学習状況調査の調査結果について、審議事項として、指定管理者の指定についてなどを予定しております。</p>   |
| 黒川教育長  | <p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、10月26日火曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p> <p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は10月26日火曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>以上をもちまして、第9回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p> |

終了 午後3時04分

署名人(教育長) 黒川 淳 司

署 名 人 橋 本 幸 子